

後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書（案）

後期高齢者医療制度は、国民の激しい怒りを呼び、これも一つの要因となって総選挙の結果、政権交代となった。

この制度は、75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、困い込み、これまで負担のなかった扶養家族を含め一人ひとりから保険料を徴収する、受けられる医療を制限し差別する「別建て診療報酬」を設ける、保険料は原則年金から天引きし、2年毎に引き上げる、保険料を払えない人からは原則保険証を引き上げる、等というもので廃止するしかないものである。制度が続けば、平成22年4月には、2年毎の保険料引き上げと重なり、さらに矛盾が拡大することになる。

一日も早く老人保健制度に戻すとともに、その際、保険料等の負担増とならないよう、国の責任において、国保に対する財政措置をとるべきである。

そもそも、病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく国と企業が十分な財政負担を行い、高齢者が安心して医療を受けられるようにする必要がある。しかし、厚生労働省は、来年度予算の概算要求で、後期高齢者医療制度について、保険料の上昇を抑制する措置等について金額を明示しない要求事項として盛り込んだだけで、差し当たり軽減措置を継続し、廃止までは数年かかるとしている。

よって、後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、老人保健制度に戻すとともに、保険料等の負担増とならないよう、国の責任において、国保に対する財政措置を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月 日